

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林の解除予定の通知（2件）	(治山林道課) 1
○道路の区域変更	(道 路 課) 1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	(11・27揭示) 1
高知県公安委員会規則	
◎車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則	1
高知県公安委員会告示	
○告示（指定車両移動保管機関の指定）の廃止	1

告 示

高知県告示第718号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
宿毛市小筑紫町内外ノ浦字井ノ脇50、51・355のイ・356の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第719号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡北川村小島627の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年12月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 土佐佐川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字林シ 3683番1から 土佐市甲原字林シ 3682番2まで	前	3.8 }	29
	後	10.4 }	
		23.5	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年11月27日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年11月27日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所	定款に記載された目的

			の所在地	
平成20年11月27日	特定非営利活動法人宿毛雇用サポートセンター	岡村 佳忠	宿毛市貝塚17番25号	この法人は、地域の就職希望者の雇用確保のため、官公庁や市内の企業から、社会教育の充実及び高齢者福祉の増進、生活環境の整備等の事業を受託することなどにより、雇用機会の拡大・創出、経済活動の活性化を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

公 安 委 員 会 規 則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。
平成20年12月9日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第11号

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年高知県公安委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第24号

昭和62年4月高知県公安委員会告示第13号（指定車両移動保管機関の指定）は、廃止する。

平成20年12月9日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸